

岩手県において水産加工品の製造販売業を営む申立会社について、前件の和解仲介手続において対象となった平成23年3月分から平成27年6月分までの逸失利益につき追加人件費の控除を見直して算定した結果として増額分の賠償が認められたほか、風評被害によって廃棄を余儀なくされた在庫商品につき、年ごとに原発事故の影響割合を考慮した平成23年から平成26年までに仕入れた原材料等の廃棄在庫相当額や、平成27年11月から令和2年6月までに在庫を廃棄する際に要した費用の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、別紙記載の損害項目及び期間についての和解金として、金1億7182万3533円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、別紙記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び

被申立人が署名（記名）押印の上、各自 1 通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し 1 通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和 2 年 1 1 月 1 0 日

（仲介委員 浜田 正夫）

(別紙)

単位：円

	損害項目	期間	和解金額
ア	逸失利益	自 平成23年3月11日 至 平成27年6月30日	74,316,333
イ	廃棄在庫相当額		88,229,489
ウ	在庫廃棄費用	自 平成27年11月1日 至 令和2年6月30日	4,777,711
エ	本件和解仲介に関する弁護士費用		4,500,000
		合計	171,823,533